

1. 事業の背景と内容

(1) 事業の背景

一般社団法人工業製品製造技能人材機構では、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会及び経済産業省委託事業が実施してきた、技能試験の作成・実施や相談窓口の運営等を引き継ぎつつ、特定技能評価試験対策講座の実施、試験対策資料の拡充、在留申請・報告書の作成セミナーの開催等を実施する。

なお、今後の支援・サービス内容については、会員から寄せられる意見・要望や本団体の毎年度の収支等を勘案して拡大・改善していくものとする。

(2) 事業内容

事業内容は以下のとおり。

- ・ 製造業分野特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範の策定及び当該規範の適正な運用
- ・ 製造業分野特定技能外国人の技能評価に関する事業
- ・ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2. 令和7年度（設立1年度目）の事業計画

(1) 行動規範関連事業

① 行動規範の策定

製造業分野特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範を策定する。特に、製造業分野特定技能外国人の受入れ事業所の条件として、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていることが求められていることを踏まえ、行動規範には、雇用している従業員に対する賃上げに取り組む等、生産性向上や国内における人材確保のための取組を行う旨の規定も含めるものとする。

② 行動規範の運用・会員管理

製造業分野特定技能外国人を受け入れている、又は受け入れようとする事業所の入会を受け付け、当法人への入会時に行動規範を遵守する誓約を求め、賛助会員の賃上げに関する取組実績を確認し、必要に応じて指導を実施する等、会員管理に係る事業を実施し、行動規範を適正に運用する。主な事業は以下のとおりとする。

ア.正会員に係る事業

製造業団体からの入会の受付を行い、会費の回収を行う。

イ.賛助会員に係る事業

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員である事業所について、当法人の賛

助会員に移行する手続きを行い、会費の回収を行う。当該手続の相談窓口を開設し、令和7年7月～9月末まで手続に関する問合せに応じる。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員でない事業所が、当法人に賛助会員入会申請を行う場合、対象となる産業分類の該当性の審査等を円滑に実施する。また審査が終了した者から会費の回収を行う。

賛助会員の入退会申請や登録済情報の変更手続等を行う Web ページを構築し、賛助会員単位で管理する。

入会済みの賛助会員について、年1回会員資格の更新を行う。更新時には、賛助会員の会費割引区分にあわせて証跡の確認を行うとともに、賛助会員の賃上げに関する取組実績の確認を行う。また、そのための Web ページ等の準備を必要に応じて実施する。

ウ.情報会員に係る事業

既存の製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員である関係機関に対し、当法人の情報会員（メルマガ会員）の入会を案内する。

(2) 技能評価関連事業

① 製造分野特定技能評価試験の実施

令和7年現在、経済産業省委託事業で実施されている製造分野特定技能評価試験の実施を速やかに引き継ぐため、経済産業省や正会員である製造事業者団体と連携しながら、試験実施体制の検討・構築等を進める。

② 試験対策講座・勉強会の開催

経済産業省委託事業で公表されている『令和5年度 製造業における外国人材受入れ支援事業 報告書』では、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員へのアンケート結果として、同協議・連絡会から最も提供が期待されているサービスは製造分野特定技能評価試験の対策講座・勉強会であった。こうしたニーズ等を踏まえながら、製造分野特定技能評価試験等の対策講座・勉強会を開催する。

(3) 広報・サポート事業

① 相談窓口の設置・運営

製造業分野特定技能外国人を受け入れている、又は受け入れようとする事業所では、特定技能制度を正確に理解した上で、諸手続に係る対応等が必要となる。しかし、必ずしも諸手続を円滑に進められないケースが想定されるところ、事業所が製造業分野特定技能外国人を受け入れるに当たり必要な情報提供を行う観点から、電話相談窓口を設置し、運営する。

また、当該窓口では、外国人材からの相談もあわせて受け付ける。

加えて、昨今の社会情勢を踏まえ、WEB 会議等を用いたオンライン相談にも対応する。

電話相談窓口は週5日以上、開設時間は10時頃から17時頃まで（ただし、左記は現段階での想定であり、状況に応じて変動しうるものとする。）とし、1日当たり40件程度の

相談に対応できる体制（対応者は最低３名）を構築する。オンラインの相談窓口は、予約制とする。

② セミナー等による情報提供

製造業分野特定技能外国人を受け入れている、又は受け入れようとする事業所が、受入に係る所要の知識やノウハウを学ぶためのセミナーを開催する。各回の参加人数は５０名程度とし、オンラインで合計１０回程度実施することとする。なお、制度が大幅に改正される等、対面開催によるきめ細やかな対応が必要と考えられる場合は、検討・調整のうえ、対面開催も実施する。

加えて、海外の製造分野特定技能評価試験実施国において、日本での就労を希望する外国人材（技能試験の受験生や技能実習修了生等）を対象とした特定技能制度の概要等を学ぶためのセミナーを、技能試験の実施時期を踏まえながら１回以上開催する。

経済産業省委託事業で公表されている『令和５年度 製造業における外国人材受入れ支援事業 報告書』では、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会構成員へのアンケート結果では、同協議・連絡会から提供が期待されているサービスの上位に、同協議・連絡会構成員限定のセミナー（各種申請・報告書類の書き方講座等）が入っている。こうしたニーズ等を踏まえながら、各種申請・報告書類の書き方、制度改正等の情報、外国人受入れにかかる優良事例等に関する賛助会員向けセミナーを開催する。

③ メールマガジンの発行

製造業分野特定技能外国人の送り出し国の統計や行政情報など、月１回のペースでの、メールマガジンの発行を検討する。

コラムとして気軽に読める内容（各国の職業紹介事業者や就労希望者へのインタビュー記事や文化的な紹介等）などもテーマに設定する。

また、国籍など各社事情を踏まえた翻訳の支援やアドバイスを実施する。支援やアドバイスにとどまらず、会員価格にて完全翻訳を提供することも視野に入れる。

④ その他広報・サポートに係る事業

広報・サポートに係る事業等を的確に行うため、当法人の情報を発信する Web ページを構築・運用する。その他広報・サポートに係る事業を、法令や会員ニーズ等を踏まえながら的確に実施する。

(4) 調査関連事業

① 外国人材の受入れ支援に係る調査等

特定技能制度や今後施行が予定される育成就労制度について、政府内の検討状況を鑑み、必要な調査や情報収集等を実施する。

以上